

令和7年3月

福祉人材センター実施の各種貸付事業をご利用されている方へ

福祉人材センターで実施しております、下記の貸付事業につきまして、返還免除を受ける際の要件を一部変更しましたので、お知らせします。

記

〈変更後〉

1 返還免除対象期間について

返還免除対象期間について、「5年」「3年」「2年」の計算については、下記のとおりとする。

- ① 5年 在職期間が通算 1,825 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 900 日以上
- ② 3年 在職期間が通算 1,095 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 540 日以上
- ③ 2年 在職期間が通算 730 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 360 日以上

※返還免除を受ける際の対象施設及び職種について、変更はありません。

2 適用時期について

令和7年4月1日

※令和7年4月1日以降に当然免除申請、裁量免除申請があった方から適用する。

3 対象となる貸付事業について

- ・介護福祉士等修学資金貸付事業（社会福祉士修学資金も含む）
- ・介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業
- ・離職した介護人材の再就職準備金貸付事業
- ・福祉系高校修学資金貸付事業（返還充当資金貸付事業も含む）
- ・介護分野就職準備金貸付事業
- ・障害福祉分野就職準備金貸付事業

4 その他

現在、貸付制度を利用されている方に新しい指定業務等従事届、指定業務等従事期間証明書の書類を令和7年3月下旬をめぐりに送付いたします。今後、手続きをされる際は、こちらの書類をご使用ください。

なお、本会ホームページにも3月下旬に新しい様式をアップしますので、こちらも併せてご利用ください。